

境港市 事業承継支援補助金

後継者不在の市内中小企業者が、自社の第三者承継先を探すために、専門事業者と契約し、必要な支援を受ける際に生じる初期費用の一部を支援します。

■ 第三者承継とは

代表者の配偶者・3親等以内の親族または自社の役員・従業員以外の第三者へ事業を承継すること。

■ 専門事業者とは

金融機関、税理士事務所、会計事務所、法律事務所、M&A仲介事業者その他の事業承継に専門的な知識を有する事業者

対象 事業

自社の第三者承継先を探すため、
専門事業者と契約し、必要な支援を受ける事業

対象 経費

対象事業の実施に際して、専門事業者に支払う
着手金、手付金その他の初期費用
(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)
※ただし、成功報酬は対象外です。

助成 内容

対象経費の1/2 (上限額：50万円)

**※専門事業者との契約締結前に申請する必要があります。
必ず契約締結前に、下記までご相談ください。**

<お問い合わせ>

境港市水産商工課 商工振興係

電話 0859-47-1056

メール suisan@city.sakaiminato.lg.jp

※境港市ホームページでもご案内しています →



助成対象者

次の①～⑥のすべてに該当する中小企業者

- ①境港市内に本店を有する（個人の場合は境港市内に住民登録があり、本店となる有人の事業所を有する）者であること。
- ②境港市税の滞納がないこと。
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する業種を営む者でないこと。
- ④役員等（会社の場合は非常勤を含む役員、個人の場合は当該個人）が、境港市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、またはこれらの利益につながる活動を行い、もしくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- ⑤事業承継後、3年以上継続して事業を実施する見込みがあること。
- ⑥①～⑤のほか、補助金を交付することが不相当と認める者でないこと。

状況報告

補助金の実績報告をした年度とその翌年度・翌々年度について、各年度の事業承継に関する状況を報告する必要があります。